【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（金融商品取引所等の会員等でない金融商品取引業者等に対する監督）

**第五十六条の四**　内閣総理大臣は、協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この条において同じ。）に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者（次項において「会員等」という。）となつていない金融商品取引業者等（金融商品取引業者にあつては、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は金融商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

２　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員等となつていない金融商品取引業者等に対して、協会又は金融商品取引所の定款その他の規則を考慮し、当該金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

３　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた金融商品取引業者等は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

４　前項の承認を受けた金融商品取引業者等は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（金融商品取引所等の会員等でない金融商品取引業者等に対する監督）

第五十六条の四　内閣総理大臣は、協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この条において同じ。）に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者（次項において「会員等」という。）となつていない金融商品取引業者等（金融商品取引業者にあつては、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は金融商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

２　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員等となつていない金融商品取引業者等に対して、協会又は金融商品取引所の定款その他の規則を考慮し、当該金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

３　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた金融商品取引業者等は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

４　前項の承認を受けた金融商品取引業者等は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

（新設）

第六十一条　内閣総理大臣は、証券業協会（以下第三章の二までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員又は取引参加者（次項において「会員等」という。）となつていない証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員等となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第六十一条　内閣総理大臣は、証券業協会（以下第三章の二までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員又は取引参加者（次項において「会員等」という。）となつていない証券会社（外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員等となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十一条　内閣総理大臣は、証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員等となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第六十一条　内閣総理大臣は、　証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員又は取引参加者（以下「会員等」という。）となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員等となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十一条　内閣総理大臣は、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第六十一条　内閣総理大臣は、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十一条　金融再生委員会は、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、金融再生委員会は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第六十一条　金融再生委員会は、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、金融再生委員会は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十一条　内閣総理大臣は、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第六十一条　内閣総理大臣は、第六十七条第一項に規定する証券業協会（以下この条及び第六十四条の七から第六十四条の九までにおいて「協会」という。）に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

②　前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社に対して、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、当該証券会社又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。

③　前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた証券会社は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

④　前項の承認を受けた証券会社は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（改正前）

第六十六条の二　内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

（②～④新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第六十六条の二　内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

（改正前）

第六十六条の二　大蔵大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第六十六条の二　大蔵大臣は、協会に加入せず、又は証券取引所の会員となつていない証券会社の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は証券取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

（改正前）

（新設）